

## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員A	処分の種類・内容	事案の概要
芦別消防署 消防司令補（40代男性）	戒告	職員Aは、令和4年12月1日（木）夜、家庭内において暴力行為を行い逮捕されたもの

#### 2 処分日

令和4年12月26日

#### 3 消防長よりお詫び

住民皆様の生命と財産を守ることを本務とする消防職員としてあるまじき非違行為であり、住民の皆様から寄せられた信頼を大きく損なうこととなり、誠に遺憾であり、心から深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことを起こさないよう、職員に対し服務規律の遵守を徹底し、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

滝川地区広域消防事務組合

消防長 中井 勇 人

#### 4 問合せ先

滝川地区広域消防事務組合消防本部総務課

電話 0125-23-0119